

大分県報

令和五年
号外（二九）
三月三十一日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）………一
大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和五年三月三十日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、九一五人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二一八、二一五人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、三〇六人
別府市	三一、五九三人
中津市	二二、六六七人
日田市	一七、四九一人
佐伯市	一九、四〇一人
臼杵市	一〇、五〇六人
津久見市	四、七一五人
竹田市	五、八三二人
豊後高田市	六、一四九人
杵築市	七、八五六人
宇佐市	一五、〇二〇人
豊後大野市	九、七一三人
由布市	九、三三三人
国東市・姫島村	八、二〇二人
日出町	七、八〇四人
九重町・玖珠町	六、六三八人

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支出金

令和五年三月三十一日

大分県報号外（選挙委告示）

額の制限額は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分市	六、四三四、二〇〇円
別府市	五、四七三、四〇〇円
中津市	五、七八一、四〇〇円
日田市	五、三五一、八〇〇円
佐伯市	五、五一〇、三〇〇円
臼杵市	五、二〇八、〇〇〇円
津久見市	五、〇七四、一〇〇円
竹田市	五、三五二、二〇〇円
豊後高田市	五、四三一、二〇〇円
杵築市	五、八五六、〇〇〇円
宇佐市	五、一四六、七〇〇円
豊後大野市	五、一〇九、二〇〇円
由布市	五、〇六四、四〇〇円
国東市・姫島村	五、九四二、三〇〇円
日出町	五、八四三、二〇〇円
九重町・玖珠町	五、五五二、七〇〇円